

鞍手町庁舎等建設検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 鞍手町庁舎等の建設に関し、その必要な事項について、総合的な見地から審議するため、鞍手町庁舎等建設検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討及び協議を行う。

- (1) 庁舎等の建設に係る基本的事項に関すること。
- (2) 庁舎等の建設候補地に関すること。
- (3) 庁舎等の建設規模に関すること。
- (4) その他庁舎等の建設に関し必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、13人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 各種団体の代表者
- (2) 町民の代表者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条各号に掲げる事項について検討及び協議が終了した日までとする。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至った場合は、委員の職を失うものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときに委員以外の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるものの他、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員には諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。